

議案第 7 号

サン・スポーツランド美唄条例施行規則の一部改正の件

サン・スポーツランド美唄条例施行規則の一部を次のように改正するものとする。

令和 8 年 1 月 26 日提出

美唄市教育委員会

教育長 石塚 信彦

サン・スポーツランド美唄条例施行規則の一部を改正する規則

サン・スポーツランド美唄条例施行規則(昭和 63 年教育委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 教育委員会は、前項の申請に対し使用の承認をするときは、サン・スポーツランド美唄使用承認書(別記様式第 2 号)を交付する。

第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号を削り、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 国又は道が主催する行事に使用するとき。 免除

第 4 条第 1 項第 4 号を同項第 3 号とし、同項第 5 号中「福祉関係」を「社会福祉」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 6 号を次のように改める。

(6) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。 免除又は減額

第 4 条第 1 項第 6 号を同項第 5 号とし、同条第 2 項中「2」を「3」に改め、同条第 3 項中「免除」を「減免」に、「3」を「4」に改める。

第 4 条の 2 第 2 項中「還付申請書」を「サン・スポーツランド美唄使用料還付申請書(別記様式第 5 号)」に改める。

第 6 条の表中

「

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
----	-----------	---------

第 2 条	教育委員会	指定管理者
	サン・スポーツランド美唄 使用承認申請書(別記様式第 1 号)	サン・スポーツランド美唄利用 許可申請書(指定管理者が定める もの)
第 3 条 見出し	使用料	利用料金
第 3 条 本文	使用料	利用料金
	教育委員会	指定管理者
第 4 条 第 1 項	条例第 11 条 使用料	条例第 13 条第 5 項 利用料金
第 4 条 第 2 項	使用料	利用料金
	サン・スポーツランド美唄 使用料減免申請書(別記様式 第 2 号)	サン・スポーツランド美唄利用 料金減免申請書(指定管理者が定 めるもの)
	教育委員会	指定管理者
第 4 条 第 3 項	教育委員会	指定管理者
	使用料	利用料金
	サン・スポーツランド美唄 使用料減免決定通知書(別記 様式第 3 号)	サン・スポーツランド美唄利用 料金減免決定通知書(指定管理者 が定めるもの)
第 4 条 の 2 見 出し	使用料	利用料金
第 4 条 の 2 第 1 項	使用料	利用料金
第 4 条 の 2 第 2 項	使用料	利用料金
	教育委員会	指定管理者
第 4 条 の 3 第 1 項	教育委員会	指定管理者
第 4 条 の 3 第 2 項	教育委員会	指定管理者

」

を
「

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 2 条 見出し	使用の承認	利用の許可
第 2 条	使用しようとする者	利用しようとする者

第 1 項	教育委員会	指定管理者
	サン・スポーツランド美唄 使用承認申請書(別記様式第 1 号)	サン・スポーツランド美利用承 認申請書(指定管理者が定めるも の)
	承認	許可
第 2 条 第 2 項	教育委員会	指定管理者
	使用の承認	利用の許可
	サン・スポーツランド美唄 使用承認書(別記様式第 2 号)	サン・スポーツランド美唄利用 許可書(指定管理者が定めるも の)
第 3 条 見出し	使用料の納入	利用料金の納入
第 3 条	使用の承認を受けた者(以下 「使用者」という。)	利用の許可を受けた者(以下「利 用者」という。)
	使用料	利用料金
	施設使用券	施設利用券
	教育委員会	指定管理者
第 4 条 第 1 項	条例第 11 条	条例第 13 条第 5 項
	使用料	利用料金
	使用	利用
	その他教育委員会が特に必要 と認めたとき。	その他指定管理者が特に必要と 認めたとき。
第 4 条 第 2 項	使用料	利用料金
	サン・スポーツランド美唄 使用料減免申請書(別記様式 第 2 号)	サン・スポーツランド美唄利用 料金減免申請書(指定管理者が定 めるもの)
	教育委員会	指定管理者
第 4 条 第 3 項	教育委員会	指定管理者
	使用料の減免	利用料金の減免
	サン・スポーツランド美唄 使用料減免決定通知書(別記 様式第 3 号)	サン・スポーツランド美唄利用 料金減免決定通知書(指定管理者 が定めるもの)
第 4 条 の 2 見 出し	使用料の還付	利用料金の還付
第 4 条 の 2 第 1 項	条例第 12 条ただし書	条例第 13 条第 6 項ただし書
	使用料	利用料金
	使用者の責	利用者の責
	使用不能	利用不能
	使用承認	利用許可
第 4 条 の 2 第	使用料の還付	利用料金の還付
	サン・スポーツランド美唄	サン・スポーツランド美唄利用

2 項	使用料還付申請書(別記様式第 5 号)	料金還付申請書(指定管理者が定めるもの)
	教育委員会	指定管理者
第 4 条 の 3 見 出し	使用者の遵守事項	利用者の遵守事項
第 4 条 の 3 第 1 項	使用者	利用者
	使用	利用
	教育委員会	指定管理者
第 4 条 の 3 第 2 項	教育委員会	指定管理者
	使用者	利用者
第 5 条 見出し	目的外使用等	目的外利用等
第 5 条	使用者	利用者
	使用承認	利用許可
	使用	利用

」

に改める。

別記様式第 1 号の様式を次のように改める。

[別紙参照]

別記様式第 3 号の様式を次のように改める。

[別紙参照]

別記様式第 3 号を別記様式第 4 号とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

別記様式第 5 号(第 4 条関係)

サン・スポーツランド美唄使用料還付申請書

[別紙参照]

別記様式第 2 号の様式を次のように改める。

[別紙参照]

別記様式第 2 号を別記様式第 3 号とし、別記様式第 1 号の次に次の 1 様式を加える。

別記様式第 2 号(第 2 条関係)

サン・スポーツランド美唄使用承認書

[別紙参照]

附 則

この教育委員会規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

サン・スポーツランド美唄条例施行規則新旧対照表

新	旧						
本則 (使用の承認) 第 2 条 (略) 2 <u>教育委員会は、前項の申請に対し使用の承認をするときは、サン・スポーツランド美唄使用承認書(別記様式第 2 号)を交付する。</u> (減免の基準) 第 4 条 条例第 11 条の規定により使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。ただし、減額する場合、積算した使用料に 10 円未満の端数が生じたときは、10 円未満を切り捨てる。 (1) (略) (2) <u>国又は道が主催する行事に使用する</u> <u>とき。 免除</u> (削る) (削る) (3) (略) (4) <u>社会福祉団体が行事に使用する</u> <u>とき。 5 割減額</u> (5) <u>その他教育委員会が特に必要と認め</u> <u>たとき。 免除又は減額</u> 2 使用料の減免を受けようとする者は、サン・スポーツランド美唄使用料減免申請書(別記様式第 3 号)を教育委員会に提出しなければならない。 3 教育委員会は、使用料の減免の可否を決定したときは、サン・スポーツランド美唄使用料減免決定通知書(別記様式第 4 号)を申請者に通知しなければならない。 (使用料の還付) 第 4 条の 2 (略) 2 前項に規定する使用料の還付を受けようとする者は、<u>サン・スポーツランド美唄使用料還付申請書(別記様式第 5 号)</u>を教育委員会に提出しなければならない。 (指定管理者に関する読替規定) 第 6 条 条例第 5 条第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、次の表の左欄に掲げる規定の同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 <table><tr><td>規定</td><td>読み替えられる</td><td>読み替える字句</td></tr></table>	規定	読み替えられる	読み替える字句	本則 (使用の承認) 第 2 条 (略) (新設) (減免の基準) 第 4 条 条例第 11 条の規定により使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。ただし、減額する場合、積算した使用料に 10 円未満の端数が生じたときは、10 円未満を切り捨てる。 (1) (略) (新設) (2) <u>市内の幼稚園及び小中学校の教育活動に使用する</u> <u>とき。 免除</u> (3) <u>市内の保育所及び認定こども園の保育活動に使用する</u> <u>とき。 免除</u> (4) (略) (5) <u>福祉関係団体が行事に使用する</u> <u>とき。 5 割減額</u> (6) <u>その他教育委員会が特に必要と認め</u> <u>たとき。</u> 2 使用料の減免を受けようとする者は、サン・スポーツランド美唄使用料減免申請書(別記様式第 2 号)を教育委員会に提出しなければならない。 3 教育委員会は、使用料の免除の可否を決定したときは、サン・スポーツランド美唄使用料減免決定通知書(別記様式第 3 号)を申請者に通知しなければならない。 (使用料の還付) 第 4 条の 2 (略) 2 前項に規定する使用料の還付を受けようとする者は、<u>還付申請書</u>を教育委員会に提出しなければならない。 (指定管理者に関する読替規定) 第 6 条 条例第 5 条第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、次の表の左欄に掲げる規定の同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 <table><tr><td>規定</td><td>読み替えられる</td><td>読み替える字句</td></tr></table>	規定	読み替えられる	読み替える字句
規定	読み替えられる	読み替える字句					
規定	読み替えられる	読み替える字句					

	字句	
第2条見出し	使用の承認	利用の許可
第2条第1項	使用しようとする者	利用しようとする者
	教育委員会	指定管理者
	サン・スポーツランド美唄使用承認申請書(別記様式第1号)	サン・スポーツランド美唄利用承認申請書(指定管理者が定めるもの)
	承認	許可
第2条第2項	教育委員会	指定管理者
	使用の承認	利用の許可
	サン・スポーツランド美唄使用承認書(別記様式第2号)	サン・スポーツランド美唄利用許可書(指定管理者が定めるもの)
第3条見出し	使用料の納入	利用料金の納入
第3条	使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)	利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)
	使用料	利用料金
	施設使用券	施設利用券
	教育委員会	指定管理者
第4条第1項	条例第11条	条例第13条第5項
	使用料	利用料金
	使用	利用
	その他教育委員会が特に必要と認めたとき。	その他指定管理者が特に必要と認めたとき。
第4条第2項	使用料	利用料金
	サン・スポーツランド美唄使用料減免申請書(別記様式第2号)	サン・スポーツランド美唄利用料金減免申請書(指定管理者が定めるもの)
	教育委員会	指定管理者
第4条第3項	教育委員会	指定管理者
	使用料の減免	利用料金の減免
	サン・スポーツランド美唄使用料減免決定通知書(別記様式第3号)	サン・スポーツランド美唄利用料金減免決定通知書(指定管理者が定めるもの)
第4条の2見出し	使用料の還付	利用料金の還付

	字句	
第2条	教育委員会	指定管理者
	サン・スポーツランド美唄使用承認申請書(別記様式第1号)	サン・スポーツランド美唄利用許可申請書(指定管理者が定めるもの)
第3条見出し	使用料	利用料金
第3条本文	使用料	利用料金
	教育委員会	指定管理者
第4条第1項	条例第11条	条例第13条第5項
	使用料	利用料金
第4条第2項	使用料	利用料金
	サン・スポーツランド美唄使用料減免申請書(別記様式第2号)	サン・スポーツランド美唄利用料金減免申請書(指定管理者が定めるもの)
	教育委員会	指定管理者
第4条第3項	教育委員会	指定管理者
	使用料	利用料金
	サン・スポーツランド美唄使用料減免決定通知書(別記様式第3号)	サン・スポーツランド美唄利用料金減免決定通知書(指定管理者が定めるもの)
第4条の2見出し	使用料	利用料金
第4条の2第1項	使用料	利用料金
第4条の2第2項	教育委員会	指定管理者
第4条の3第1項	教育委員会	指定管理者
第4条の3第2項	教育委員会	指定管理者

第 4 条の 2 第 1 項	条例第 12 条ただし書	条例第 13 条第 6 項ただし書
	使用料	利用料金
	使用者の責	利用者の責
	使用不能	利用不能
	使用承認	利用許可
第 4 条の 2 第 2 項	使用料の還付	利用料金の還付
	サン・スポーツランド美唄使用料還付申請書(別記様式第 5 号)	サン・スポーツランド美唄利用料金還付申請書(指定管理者が定めるものの)
	教育委員会	指定管理者
第 4 条の 3 見出し	使用者の遵守事項	利用者の遵守事項
第 4 条の 3 第 1 項	使用者	利用者
	使用	利用
	教育委員会	指定管理者
第 4 条の 3 第 2 項	教育委員会	指定管理者
	使用者	利用者
第 5 条見出し	目的外使用等	目的外利用等
第 5 条	使用者	利用者
	使用承認	利用許可
	使用	利用

別記様式第 1 号(第 2 条関係)

サン・スポーツランド美唄使用承認申請書
[別紙参照]

別記様式第 2 号(第 2 条関係)

サン・スポーツランド美唄使用承認書
[別紙参照]

別記様式第 3 号(第 4 条関係)

サン・スポーツランド美唄使用料減免申請書
[別紙参照]

別記様式第 4 号(第 4 条関係)

サン・スポーツランド美唄使用料減免決定通知書
[別紙参照]

別記様式第 1 号(第 2 条関係)

サン・スポーツランド美唄使用承認申請書
[別紙参照]

(新設)

別記様式第 2 号(第 4 条関係)

サン・スポーツランド美唄使用料減免申請書
[別紙参照]

別記様式第 3 号(第 4 条関係)

サン・スポーツランド美唄使用料減免決定通知書
[別紙参照]

別記様式第 5 号(第 4 条関係)

サン・スポーツランド美唄使用料還付申請
書

[別紙参照]

(新設)

○ サン・スポーツランド美唄条例施行規則

(昭和 63 年 3 月 29 日教育委員会規則第 2 号)

改正 平成元年 3 月 31 日教育委員会規則第 4 号

平成 9 年 4 月 30 日教育委員会規則第 9 号

平成 18 年 2 月 17 日教育委員会規則第 2 号

平成 18 年 10 月 10 日教育委員会規則第 13 号(題名改正)

平成 27 年 2 月 16 日教育委員会規則第 3 号

令和元年 6 月 21 日教育委員会規則第 16 号

--年--月--日教育委員会規則第--号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、サン・スポーツランド美唄条例(昭和 62 年条例第 15 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用の承認)

第 2 条 サン・スポーツランド美唄(以下「スポーツランド」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会にサン・スポーツランド美唄使用承認申請書(別記様式第 1 号)を提出し、承認を得なければならない。

2 教育委員会は、前項の申請に対し使用の承認をするときは、サン・スポーツランド美唄使用承認書(別記様式第 2 号)を交付する。

(使用料の納入)

第 3 条 前条の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用料を前納し、施設使用券の交付を受けなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

(減免の基準)

第 4 条 条例第 11 条の規定により使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。ただし、減額する場合、積算した使用料に 10 円未満の端数が生じたときは、10 円未満を切り捨てる。

(1) 市又は教育委員会が主催する行事に使用するとき。 免除

(2) 国又は道が主催する行事に使用するとき。 免除

(3) 市又は教育委員会が共催する行事に使用するとき。 7 割減額

(4) 社会福祉団体が行事に使用するとき。 5 割減額

(5) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。 免除又は減額

2 使用料の減免を受けようとする者は、サン・スポーツランド美唄使用料減免申請書(別記様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、使用料の減免の可否を決定したときは、サン・スポーツランド美唄使用料減免決定通知書(別記様式第4号)を申請者に通知しなければならない。

(使用料の還付)

第4条の2 条例第12条ただし書の規定による使用料の還付は、次のとおりとする。

(1) 使用者の責に帰することのできない理由により使用不能となったとき。 使用料の全額

(2) 公益上又は施設の管理運営上やむを得ない理由が生じ使用承認を取り消したとき。 使用料の全額

2 前項に規定する使用料の還付を受けようとする者は、サン・スポーツランド美唄使用料還付申請書(別記様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第4条の3 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 所定の場所以外で飲食し、又は火気(喫煙を含む。)を使用しないこと。

(2) 許可なくサン・スポーツランド美唄(敷地を含む。以下本条において同じ。)内で広告宣伝物等の掲示、配布又は看板、立札等の設置をしないこと。

(3) 許可なくサン・スポーツランド美唄内で物品の配布、販売又は金品の寄附募集等を行い、若しくは行わせないこと。

(4) 定員を超えて入場させないこと。

(5) 建物、設備及び備付物件を毀損し、又は滅失したときは、直ちに教育委員会に届け出ること。

(6) 前各号のほか、係員の指示に従うこと。

2 教育委員会が必要と認めたときは使用者は、会場責任者及び整理員を置き、入場者の整理を適切に行わなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第 5 条 使用者は、使用承認を受けた目的以外にスポーツランドを使用し、その全部又は一部を転貸し、若しくはその権利を他に譲渡してはならない。
(指定管理者に関する読替規定)

第 6 条 条例第 5 条第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、次の表の左欄に掲げる規定の同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 2 条 見出し	使用の承認	利用の許可
第 2 条 第 1 項	使用しようとする者	利用しようとする者
	教育委員会	指定管理者
	サン・スポーツランド美唄使用承認申請書(別記様式第 1 号)	サン・スポーツランド美利用承認申請書(指定管理者が定めるもの)
	承認	許可
第 2 条 第 2 項	教育委員会	指定管理者
	使用の承認	利用の許可
	サン・スポーツランド美唄使用承認書(別記様式第 2 号)	サン・スポーツランド美唄利用許可書(指定管理者が定めるもの)
第 3 条 見出し	使用料の納入	利用料金の納入
第 3 条	使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)	利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)
	使用料	利用料金
	施設使用券	施設利用券
	教育委員会	指定管理者
第 4 条 第 1 項	条例第 11 条	条例第 13 条第 5 項
	使用料	利用料金
	使用	利用
	その他教育委員会が特に必要と認めたとき。	その他指定管理者が特に必要と認めたとき。
第 4 条 第 2 項	使用料	利用料金
	サン・スポーツランド美唄使用料減免申請書(別記様式第 2 号)	サン・スポーツランド美唄利用料金減免申請書(指定管理者が定めるもの)
	教育委員会	指定管理者
第 4 条 第 3 項	教育委員会	指定管理者
	使用料の減免	利用料金の減免
	サン・スポーツランド美唄使用料減免決定通知書(別記様式第 3 号)	サン・スポーツランド美唄利用料金減免決定通知書(指定管理者が定めるもの)

	式第 3 号)	定めるもの)
第 4 条 の 2 見 出し	使用料の還付	利用料金の還付
第 4 条 の 2 第 1 項	条例第 12 条ただし書	条例第 13 条第 6 項ただし書
	使用料	利用料金
	使用者の責	利用者の責
	使用不能	利用不能
	使用承認	利用許可
第 4 条 の 2 第 2 項	使用料の還付	利用料金の還付
	サン・スポーツランド美唄使 用料還付申請書(別記様式第 5 号)	サン・スポーツランド美唄利用料 金還付申請書(指定管理者が定め るもの)
	教育委員会	指定管理者
第 4 条 の 3 見 出し	使用者の遵守事項	利用者の遵守事項
第 4 条 の 3 第 1 項	使用者	利用者
	使用	利用
	教育委員会	指定管理者
第 4 条 の 3 第 2 項	教育委員会	指定管理者
	使用者	利用者
第 5 条 見出し	目的外使用等	目的外利用等
第 5 条	使用者	利用者
	使用承認	利用許可
	使用	利用

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 31 日教育委員会規則第 4 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成元年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日以後にスポーツランドを使用する者が、施行日前に許可を受け使用料を前納したときは、なお従前の例による。

附 則(平成 9 年 4 月 30 日教育委員会規則第 9 号)
この規則は、平成 9 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 2 月 17 日教育委員会規則第 2 号)
この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 10 月 10 日教育委員会規則第 13 号)
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 2 月 16 日教育委員会規則第 3 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 21 日教育委員会規則第 16 号)
この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則(-- 年 -- 月 -- 日教育委員会規則第 -- 号)
この教育委員会規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号(第 2 条関係)

サン・スポーツランド美唄使用承認申請書
[別紙参照]

別記様式第 2 号(第 2 条関係)

サン・スポーツランド美唄使用承認書
[別紙参照]

別記様式第 3 号(第 4 条関係)

サン・スポーツランド美唄使用料減免申請書
[別紙参照]

別記様式第 4 号(第 4 条関係)

サン・スポーツランド美唄使用料減免決定通知書
[別紙参照]

別記様式第 5 号(第 4 条関係)

サン・スポーツランド美唄使用料還付申請書
[別紙参照]